

2008年1月

お取引先各位

日本チャールス・リバー株式会社
日本 JAX 委員
Tel: 045-474-9340
e-mail: web_order@jp.crl.com

C57BL/6J マウスで作製された遺伝子改変動物の所有権に関するご連絡

拝啓、初春の候、ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

早速ではございますが、表題の件につきましてご連絡申し上げます。

今般、日本チャールス・リバー株式会社と米国ジャクソン研究所の双方において、C57BL/6J マウスを使用して作製された遺伝子改変動物の権利は、作製者に帰属する事を、同封の "The Jackson Laboratory" からの確認書に記載されているとおり再度確認いたしました。弊社におきましてはこれら契約に関する事項を円滑に運営するため社内に日本 JAX 委員会を設営しました。

ご使用に際しましてのご質問等がございましたら上述委員会にお問い合わせ下さい。

なお、昨年12月に弊社のホームページを改訂いたしましたのでご高覧頂きますようお願い申し上げます。さらにお客様とのコミュニケーションを活性化できれば幸いです。

合わせてご連絡申し上げます。

(ホームページアドレス <http://www.crl.co.jp>)

敬具